

**1 津島市防災会議条例**

昭和38年3月15日条例第2号

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。

改正

平成12年3月31日条例第13号

平成24年10月1日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、津島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 津島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務をとること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 津島市防災会議委員名簿

会 長 津島市長 日 比 一 昭

機 関 名	職 名	根 拠 条 文
愛知県津島警察署	署 長	条例第3条第5項第1号
津島市	副 市 長	条例第3条第5項第2号
津島市教育委員会	教 育 長	条例第3条第5項第3号
津島市消防本部	消 防 長	条例第3条第5項第4号
津島市消防団	団 長	〃
西日本電信電話株式会社名古屋支店 設備部尾張フィールドサービスセンタ	センタ長	条例第3条第5項第5号
日本郵便株式会社津島郵便局	局 長	〃
東邦ガス株式会社設備部 名古屋地域センター笠寺事務所	所 長	〃
中部電力パワーグリッド株式会社 津島営業所	所 長	〃
津島瓦斯株式会社	取締役社長	〃
一般社団法人愛知県トラック協会	会 長	〃
名古屋鉄道株式会社津島駅	駅 長	〃
一般社団法人愛知県LPガス協会 西部支部海部北分会	防 災 担 当	〃
津島市議会	議 長	条例第3条第5項第7号
愛知県海部県民事務所	所 長	〃
愛知県津島保健所	所 長	〃
愛知県海部農林水産事務所	所 長	〃
愛知県海部建設事務所	所 長	〃
海部地区水防事務組合	事 務 長	〃
一般社団法人津島市医師会	会 長	〃
津島市歯科医師会	防 災 担 当	〃
一般社団法人津島海部薬剤師会	防 災 担 当	〃
津島市赤十字奉仕団	委 員 長	〃
西尾張CATV株式会社	社 長	〃

**3 津島市防災会議運営要綱**

(昭和38年3月制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市防災会議条例（昭和38年津島市条例第2号）第6条の規定に基づき津島市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理者)

第2条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し会長に届けておかなければならない。

(異動等の報告)

第3条 防災会議の委員に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第4条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 防災会議の日時、場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 防災会議を招集する暇がないと認めるときに津島市災害対策本部を設置すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、市長公室危機管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年3月15日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

## 4 津島市災害対策本部条例

昭和38年3月15日条例第3号

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。

改正

平成10年3月31日条例第18号

平成24年10月1日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、津島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、本部の事務を分掌させるため、必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員は、その他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 津島市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市災害対策本部条例（昭和38年津島市条例第3号）第5条の規定に基づき、津島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる部、班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長、副班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所管の業務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

(災害対策本部の職務の代行)

第4条 本部長に事故あるときは、津島市業務継続計画に定める「災害対策本部意思決定権限 代行順序」によるものとする。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者、その他本部長が特に必要と認める者をもって充てる。

(本部の設置及び廃止)

第6条 本部長は、次に掲げる本部設置基準に該当する場合で必要と認めるときは、本部を市役所内に設置する。

(1) 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨警報、暴風警報、洪水警報の1以上が発表され、災害が発生する恐れがあるとき。

(2) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は震度4以下でも市域に被害が発生した場合。

(3) 上記以外で市域に相当規模な災害が発生する恐れがあるとき、又は相当規模な災害が発生した場合。

2 本部室に「津島市災害対策本部」の標示をする。

3 本部室には、あらかじめ指名する本部員等を配備する。

4 本部長は、市域に災害の発生の恐れが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

5 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議)

第7条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長は本部長が充たる。  
(本部事務局)

第8条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 災害予防及び災害応急対策に関し、本部の各組織及び本部と関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 気象情報等の収集、伝達に関すること。

(3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(派遣要請)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、国、県その他関係機関に対して本部への職員の派遣を要請するものとする。

(現地災害対策本部)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を設置することができる。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市災害対策本部要綱第3条及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

## 津島市災害対策本部分掌任務

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・市長公室 部	・市長公室 長	・危機管理 班	・危機管理 課長	・危機防災グ ループリー ダー	・危機管理 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置・運営に関する事。</li> <li>2. 避難の勧告又は指示の発令に関する事。</li> <li>3. 気象情報、警報、注意報及び災害情報等の受領・伝達に関する事。</li> <li>4. 被害状況等の各種情報の集約・伝達、報告に関する事。</li> <li>5. 各部の総合連絡調整に関する事。</li> <li>6. 災害救助法の適用申請に関する事。</li> <li>7. 防災関係機関や関係市町村等との連絡調整に関する事。</li> <li>8. 遺体安置所の確保に関する事。</li> <li>9. 協力団体受入の取りまとめに関する事。</li> <li>10. 自主防災会との連絡・調整に関する事。</li> <li>11. 災害復興計画の取りまとめに関する事。</li> </ol>
		・情報班	・シティプ ロモーシ ョン課長	・企画政策課 長	・シティプ ロモーシ ョン課 ・企画政策 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 警報・注意報及び災害情報等の市民への伝達に関する事。</li> <li>2. 避難勧告又は命令など地域住民への広報に関する事。</li> <li>3. 電気通信・ガス・交通機関などの応急復旧情報の収集に関する事。</li> <li>4. 報道機関との情報交換に関する事。</li> <li>5. 各種情報ツールを活用した災害対策の広報に関する事。</li> <li>6. 災害記録、写真・映像等の撮影及び整理に関する事。</li> <li>7. 部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>
		・職員班	・人事秘書 課長	・人事グル ープリー ダー	・人事秘書 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の参集・安否の確認に関する事。</li> <li>2. 職員の人事替え、任命替えに関する事。</li> <li>3. 派遣職員（他団体からの応援職員）の受け入れに関する事。</li> </ol>

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						4. 幹部職員の秘書業務に関する事。 5. 本部長、副本部長、国・県関係職員等の災害地視察への対応に関する事。 6. 職員の健康管理に関する事。* 7. 職員の給与・報酬の支払いに関する事。* 8. 応急対策要員（臨時職員）の確保に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・総務部	・総務部長	・総務班	・総務デジタル課長	・庶務グループリーダー	・総務デジタル課	1. 被害状況等の各種情報の収集、整理及び伝達に関する事。 2. 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事。 3. 電算システムの被害調査・復旧に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
		・財政・調達班	・財政課長	・財政グループリーダー	・財政課	1. 庁舎の被害状況の確認に関する事。 2. 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事。 3. 市有財産等の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事。 4. 寝具・その他生活必需品の調達及び管理保管に関する事。 5. 物資・資機材等の調達及び管理保管に関する事。 6. 市有車両及び必要車両の把握並びに調達に関する事。 7. 緊急予算の編成及び資金の調達に関する事。 8. 所管公共施設の被害調査に関する事。 9. 大規模な災害が発生した場合における国及び県に対する要望及び陳情に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
		・調査班	・税務課長	・収納課長	・税務課	1. 被害状況の調査に関する事。 2. 被災調査及び被災台帳の作成に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
					・収納課	3. 被災証明の受付・発行に関する事 4. 被災証明の受付・発行に関する事。
・市民生活 部	・市民生活 部長	・地域コ ミュニ ティ 班	・市民協働 課長	・地域コ ミュニ ティ グ ル ー プ リ ー ダ ー	・市民協働 課	1. 地域の防犯に関する協議に関する事。 2. 所管公共施設の被害調査に関する事。 3. 市民・町内会等からの総合窓口に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
		・環境・輸 送 班	・生活環境 課長	・環境保 全 グ ル ー プ リ ー ダ ー	・生活環境 課	1. 所管公共施設（斎場・墓地、最終処分場）の被害調査に関する事。 2. クリーンセンターの被害調査に関する事。 3. 火葬に関する事。 4. 遺体安置所の運営に関する事。 5. 避難所のごみの収集運搬に関する事。 6. 災害廃棄物の除去に関する事。 7. 物資の輸送に関する事。 8. 防疫（消毒）作業の実施に関する事。 9. 環境汚染の調査に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・厚生部	・健康福祉 部長	・救助班	・福祉課長	・高齢介 護 課 長 ・監 査 事 務 局 長	・福祉課 ・高齢介 護 課 ・監 査 事 務 局	1. 民生委員・児童委員、保護司の安否確認等に関する事。 2. 日赤奉仕団への協力要請及び受入に関する事。 3. 障がい者施設、老人福祉施設等の被害状況調査に関する事。 4. 高齢者の在宅福祉サービスの一時休止等の案内に関する事。 5. 要配慮者の安否確認及び応急対策に関する事。 6. ボランティアセンターの開設・運営に関する事。 7. 義援物資等の受入及び配分に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						8. 災害救助費の経理に関する事。 9. 被災者生活再建支援に関する事。 10. 部内の連絡調整に関する事。
		・救護班	・健康推進課長	・保険年金課長	・健康推進課 ・保険年金課	1. 施設等の被害状況調査に関する事。 2. 日赤救護班等の協力要請及び受入に関する事。 3. 災害時の感染症予防対策に関する事。 4. 被災者の健康支援に係る保健活動に関する事。 5. 救護班の編成及び応急救護所の設置運営に関する事。
・建設産業部	・建設産業部長	・建築班	・都市計画課長	・都市計画グループリーダー	・都市計画課	1. 市営住宅・改良住宅の被害調査、応急修理に関する事。 2. 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3. 被災者の住宅相談業務に関する事。 4. 建築制限に関する窓口に関する事。 5. 被災住宅の応急修理に関する事。 6. 応急仮設住宅の建設に関する事。 7. 被災市街地における建築制限の指定に関する事。 8. 災害公営住宅の建設に関する事。* (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの) 9. 部内の連絡調整に関する事。
		・土木班	・都市整備課長	・管理・土地改良グループリーダー	・都市整備課	1. 河川における水防活動の状況判断に関する事。 2. 各土地改良区の排水機場施設等の情報収集に関する事。 3. 道路・橋りょう、河川・水路の被害調査及び応急復旧に関する事。 4. 公園・緑地等の被害調査及び応急復旧に関する事。 5. 道路の通行確保に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						6. 障害物の撤去に関する事。 7. 農業用排水機場の運転管理に関する事。 8. 浸水地域の強制排水に関する事。 9. 災害救助活動に伴う土木工作に関する事。
		・産業班	・産業振興課長	・農政グループリーダー	・産業振興課	1. 所管施設等（尾張津島観光センター、観光交流センター）の被害調査に関する事。 2. 農地・農業用施設及び農作物の被害状況調査に関する事。 3. 農業・中小企業等の復旧事業の融資に関する事。* 4. 農業関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・出納部	・会計管理者	・会計班	・会計課長	・会計グループリーダー	・会計課	1. 指定金融機関の状況調査に関する事。 2. 災害対策経費の出納事務に関する事。 3. 寄付金ならびに義援金の受付と出納事務に関する事。
・消防部	・消防長	・警防班	・消防署長	・統括副署長	・消防署	1. 被害状況等の情報の収集・伝達及び各種対策の検討に関する事。 2. 救急・救出救助活動に関する事。 3. 消防活動（災害の警戒・防御、避難誘導、消火活動、捜索）に関する事。 4. 消防活動受援体制の確保（緊急消防援助隊の要請等）に関する事。 5. 人的被害の把握（消防救急活動分）に関する事。
		・消防班	・消防本部総務課長	・消防本部予防課長	・消防本部総務課 ・消防本部	1. 被害状況等の情報の収集・伝達及び各種対策の検討に関する事。 2. 消防施設等の被災状況の把握に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
					予防課	3. 消防（水防）団の出動体制に関すること。 4. 消防資機材、物品の調達に関する事。* 5. 危険物施設の状況把握に関する事。 6. 防災関係機関との連絡、伝達に関する事。* 7. 記録及びその集計に関する事。* 8. 予・警報の発令、火災予防に関する事。* 9. 危険物関係施設の予防と保安対策に関する事。* 10. 特殊建築物、延焼拡大危険区域の防御に関する事。* 11. 火災の原因、その他被害調査に関する事。* 12. 部内の連絡調整に関する事。 (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
・教育施設部	・教育委員会事務局長	・避難所班	・社会教育課長	・市民課長 ・人権推進課長	・社会教育課 ・市民課 ・人権推進課	1. 避難所の開設に関する事。 2. 避難者の保護及び収容に関する事 3. 避難所及び避難者の問い合わせに関する事 4. 避難者への情報の伝達に関する事。 5. 避難所自主運営組織の設置・運営支援に関する事。 6. 避難所におけるDV被害者への対応に関する事。 7. 神守支所、神島田連絡所、南文化センター、社会教育施設の被害状況に関する事。 8. 部内の連絡調整に関する事。
		・教育施設班	・学校教育課長	・子育て支援課長	・学校教育課 ・子育て支援課	1. 被災児童・生徒の調査及び保健管理に関する事。 2. 教育施設（小中学校・幼稚園）の被災状況の調査に関する事。 3. 教育施設（小中学校・幼稚園）の応急復旧に関する事。 4. 教科書その他教材の調達等に関する事。 5. 教育施設に対する指示及び情報伝達に関する事。 6. 児童福祉施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						7. 保育園の安全・安否確認に関する事。 8. 教育施設（給食調理場）の被災状況の確認と報告に関する事。 9. 教育施設（給食調理場）の活用と応急復旧に関する事。 10. 保育園調理室の活用に関する事。
・ 議会部	・ 市議会事務局長	・ 議会班	・ 議事課長	・ 議事グループリーダー	・ 議事課	1. 議員の安否確認に関する事。 2. 議会関係現地調査対応に関する事。 3. 災害対策関係議会等の運営に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・ 市民病院部	・ 市民病院事務局長	・ 医療班	・ 市民病院管理課長	・ 市民病院医事課長	・ 市民病院管理課 ・ 市民病院医事課 ・ 経営企画課長 ・ 看護専門学校事務局長	1. 災害時における医療及び助産に関する事。 2. 医療班の派遣協力に関する事。 3. 医療品、その他衛生材料の確保に関する事。 4. 市民病院施設の被害調査及び復旧に関する事。 5. 患者の安全確保に関する事。
・ 給排水部	・ 上下水道部長	・ 給排水班	・ 工務課長	・ 管理課長	・ 管理課 ・ 工務課	1. 災害時における応急給水に関する事。 2. 水道にかかわる広報に関する事。 3. 上水道施設（配水場、取水施設、送配水施設）、下水道施設の被害調査・点検に関する事。 4. 終末処理場の安全確保に関する事。 5. 工事中の作業停止に関する事。 6. 本格調査体制の確保・実施に関する事。 7. 上下水道施設の応急復旧に関する事。

別表第2（第4条関係）

## 津島市災害対策本部員

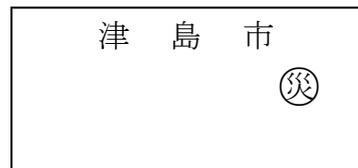
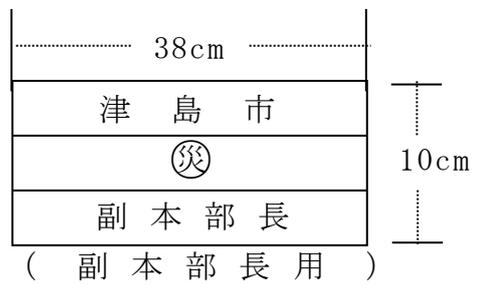
区 分	職
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	市長公室長
	総務部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	建設産業部長
	市民病院事務局長
	上下水道部長
	消防長
	会計管理者
	教育委員会事務局長
	市議会事務局長

6 標 識

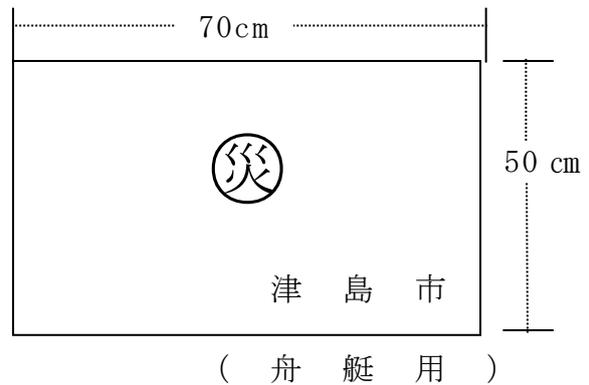
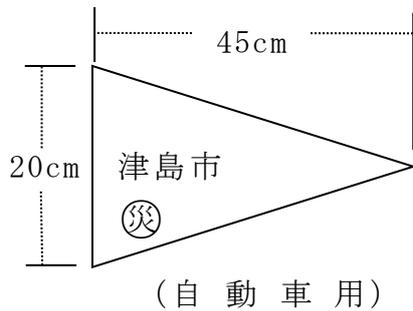
(1) 標示板



(2) 腕章



(3) 標 旗



**7 津島市地震災害警戒本部条例**

(平成14年6月28日条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、津島市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

4 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者

(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 市長が特に必要と認めて任命する者

7 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

8 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

9 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**8 津島市地震災害警戒本部要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市地震災害警戒本部条例（平成14年津島市条例第25号）第4条の規定に基づき、津島市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる部、班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

- 2 部に部長、班に班長、副班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長及び班長はそれぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。
- 4 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

- 2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する機関と本部との総合調整に当たるため、自ら本部に出向し又は代理者を本部に派遣するものとする。

(本部の設置及び廃止)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、本部を消防本部内に設置する。

- 2 本部室に、「津島市地震災害警戒本部」の標示をする。
- 3 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配備する。
- 4 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、津島市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、本部を廃止する。
- 5 本部長は、本部を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議)

第6条 本部長は、地震防災応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。
- 4 本部員会議は、必要に応じて本部長が召集し、会議の議長は本部長が充たる。

(本部事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 地震防災応急対策等に関し、本部の各組織及び本部と関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の収集、伝達に関すること。
- (3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市災害対策本部要綱第3条及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成20年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

## 津島市地震災害警戒本部分掌任務

部名	部長	班名	班長	副班長	班員 (所属課名)	分掌事項
・市長公室部	・市長公室長	・危機管理班	・危機管理課長	・危機防災グループリーダー	・危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒本部の設置・運営に関する事。</li> <li>避難の勧告又は指示の発令に関する事。</li> <li>災害警戒活動の総括に関する事。</li> <li>県に対する地震防災応急対策及び避難状況の報告に関する事。</li> <li>防災関係機関や関係市町村等との連絡調整に関する事。</li> <li>地震防災応急対策の記録整理に関する事。</li> <li>自主防災会との連絡・調整に関する事。</li> </ol>
		・情報班	・シティプロモーション課長	・企画政策課長	・シティプロモーション課 ・企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言、東海地震予知情報の市民への伝達に関する事。</li> <li>避難勧告又は命令など地域住民への広報に関する事。</li> <li>電気通信・ガス・交通機関などの地震災害警戒情報の収集に関する事。</li> <li>報道機関との情報交換及び協力要請に関する事。</li> <li>地震災害警戒対策の広報に関する事。</li> <li>その他の情報収集及び関係機関への連絡に関する事。</li> </ol>
		・職員班	・人事秘書課長	・人事グループリーダー	・人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員の勤務及び給与に関する事。</li> <li>職員の公務災害に関する事。</li> <li>職員の健康管理に関する事。</li> </ol>
・総務部	・総務部長	・総務班	・総務デジタル課長	・庶務グループリーダー	・総務デジタル課	<ol style="list-style-type: none"> <li>各部の総合連絡調整に関する事。</li> <li>部内の連絡調整に関する事。</li> </ol>

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
				—		
		・財政・調達班	・財政課長	・財政グループリーダー	・財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。</li> <li>2. 市有財産等の緊急措置に関すること。</li> <li>3. 寝具・その他生活必需品の調達及び管理保管に関すること。</li> <li>4. 物資・資機材等の調達及び管理保管に関すること。</li> <li>5. 市有車両及び必要車両の把握並びに調達に関すること。</li> </ol>
		・調査班	・税務課長	・収納課長	・税務課 ・収納課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害調査体制の確立に関すること。</li> <li>2. 部内各班への応援に関すること。</li> </ol>
・市民生活部	・市民生活部長	・地域コミュニティ班	・市民協働課長	・地域コミュニティグループリーダー	・市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の防犯に関する協議に関すること。</li> <li>2. 市民・町内会等からの総合窓口に関すること。</li> <li>3. 部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
		・環境・輸送班	・生活環境課長	・環境保全グループリーダー	・生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物処理関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2. 避難所のごみの収集運搬に関すること。</li> <li>3. 物資の輸送に関すること。</li> <li>4. 防疫作業に関すること。</li> </ol>
・厚生部	・健康福祉部長	・救助班	・福祉課長	・高齢介護課長 ・監査事務局	福祉課 ・高齢介護課 ・監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震災害救助の実施準備に関すること。</li> <li>2. 日赤奉仕団との連絡調整に関すること。</li> <li>3. 高齢者の在宅福祉サービスの一時休止等の案内に関すること。</li> </ol>

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
				長		4. 要配慮者の警戒対策に関する事。 5. ボランティア団体等に関する事。 6. 部内の連絡調整に関する事。
		・救護班	・健康推進課長	・保険年金課長	・健康推進課 ・保険年金課	1. 薬剤及び資機材の点検確保に関する事。 2. 医師会等に対する連絡調整に関する事。 3. 医療品、その他衛生材料の点検確保に関する事。 4. 被災者の健康支援に係る保健活動に関する事。
・建設産業部	・建設産業部長	・建築班	・都市計画課長	・住宅管理グループリーダー	・都市計画課	1. 建築工事の中断等の指示及び確認に関する事。 2. 市営住宅・改良住宅の緊急措置に関する事。 3. 部内の連絡調整に関する事。
		・土木班	・都市整備課長	・管理・土地改良グループリーダー	・都市整備課	1. 道路・橋りょう及び河川工事の中断等の指示及び確認に関する事。 2. 公園・緑地等の障害物の撤去に関する事。 3. 資機材器具等の点検確認に関する事。 4. 建設関係機関との連絡調整に関する事。 5. 道路の通行確保に関する事。 6. 障害物の撤去に関する事。 7. 交通規制等応急措置に関する事。
		・産業班	・産業振興課長	・農政グループリーダー	・産業振興課	1. 農業関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・出納部	・会計管理者	・会計班	・会計課長	・会計グループリーダー	・会計課	1. 地震防災応急対策に伴う出納事務に関する事。
・消防部	・消防長	・警防班	・消防署長	・統括副署長	・消防署	1. 災害の警戒、防御に関する事。 2. 避難誘導に関する事。 3. 情報の収集及び各種対策通報に関する事。
		・消防班	・消防本部総務課長	・消防本部予防課長	・消防本部総務課 ・消防本部予防課	1. 消防職員の招集に関する事。 2. 消防(水防)団との連絡調整に関する事。 3. 資機材、物品の点検確保に関する事。 4. 防災関係機関との連絡、伝達に関する事。 5. 出火防止及びその他災害予防の広報に関する事。 6. 危険物関係施設の予防と保安対策に関する事。 7. 部内の連絡調整に関する事。
・教育施設部	・教育委員会事務局長	・避難所班	・社会教育課長	・市民課長 ・人権推進課長	・社会教育課 ・市民課 ・人権推進課	1. 避難所の開設に関する事。 2. 避難者の保護及び収容に関する事 3. 避難所及び避難者の問い合わせに関する事 4. 避難者への情報の伝達に関する事。 5. 避難所自主運営組織の設置・運営支援に関する事。 6. 部内の連絡調整に関する事。
		・教育施設班	・学校教育課長	・子育て支援課長	・学校教育課 ・子育て支援課	1. 児童・生徒の安全確保に関する事。 2. 教育施設に対する指示及び情報伝達に関する事。 3. 給食調理場の活用(炊き出し)に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・議会部	・市議会事務局長	・議会班	・議事課長	・議事グループリーダー	・議事課	1. 情報収集及び市議会議員との連絡に関する事。
・市民病院部	・市民病院事務局長	・医療班	・市民病院管理課長	・市民病院医事課長 ・経営企画課長 ・看護専門学校事務局長	・市民病院管理課 ・医事課 ・経営企画課 ・看護専門学校	1. 応急手当の準備に関する事。 2. 患者の安全確保に関する事。 3. その他必要な措置に関する事。
・給排水部	・上下水道部長	・給排水班	・工務課長	・管理課長	・管理課 ・工務課	1. 上下水道工事の中断等の指示及び確認に関する事。 2. 公共上下水道施設等の緊急措置に関する事。 3. 資機材の点検確保に関する事。 4. 上下水道指定工事店に対する協力要請に関する事。 5. 給水用資材の点検確認と応急給水体制の準備に関する事。

別表第2 (第4条関係)

## 津島市地震災害警戒本部員

区分	職		根拠条文
本部長	市長		
副本部長	副市長		条例第2条第6項第5号
	教育長		条例第2条第6項第3号
本部員	愛知県津島警察署	警備課長	条例第2条第6項第1号
	中部電力パワーグリッド株式会社 津島営業所	配電課長	条例第2条第6項第2号
	日本郵便株式会社津島郵便局	総務課長	〃
	津島瓦斯株式会社	業務部長	〃
	一般社団法人愛知県トラック協会 尾西支部第4班	代表	〃
	名古屋鉄道株式会社津島駅	助役	〃
	一般社団法人愛知県LPガス協会 西部支部海部北分会	分会長	〃
	消防長		条例第2条第6項第4号
	津島市消防団	団長	〃
	市長公室長		条例第2条第6項第5号
	総務部長		〃
	市民生活部長		〃
	健康福祉部長		〃
	建設産業部長		〃
	市民病院事務局長		〃
	上下水道部長		〃
	会計管理者		〃
	教育委員会事務局長		〃
	市議会事務局長		〃
	津島市議会	議長	条例第2条第6項第6号
	一般社団法人津島市医師会	副会長	〃
	津島市歯科医師会	副会長	〃
一般社団法人津島海部薬剤師会	副会長	〃	
津島市赤十字奉仕団	委員長	〃	

**9 津島市災害・国民保護対策会議要綱**

(趣旨)

第1条 津島市における災害対策及び国民保護対策を総合的に検討し、効率的な施策を推進するため、津島市災害・国民保護対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地域防災計画（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項各号及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項各号に掲げる事項について定める部分を含む。）の作成及び修正並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づく国民の保護に関する計画の作成及び変更のために必要な調整を行うこと。
- (2) 災害対策及び国民保護対策の推進のための総合調整に関すること。
- (3) その他災害対策及び国民保護対策に関して市長が指示する事項

(組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、各部等の長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、対策会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、関係職員に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に必要な事項を調査研究させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、副市長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、市長公室長、消防長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは市長公室長が、市長公室長に事故があるとき又は市長公室長が欠けたときは消防長がその職務を代理する。
- 6 幹事は、津島市庁内会議規程第20条第2項の幹事課長をもって充てる。
- 7 幹事会は、必要に応じて、職員に説明及び資料提出を求めることができる。
- 8 幹事会は、調査研究した結果を対策会議に報告する。

(部会)

第7条 幹事会議に必要な事項を調査研究させるため、必要と認める数の部会を置く。

2 各部会は、主幹以下の職員のうちから会長が指名する職員で組織する。

3 各部会長は、第6条第6項の幹事のうちから会長が指名する職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会の構成員のうちから部会長が指名する職員をもって充てる。

5 部会は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

(事務局)

第8条 対策会議、幹事会及び部会の庶務を処理するため、事務局を市長公室危機管理課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市地震対策会議設置要綱第3条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**10 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例**

(昭和38年3月15日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事項を定めるものとする。

(損害補償)

第2条 法第65条第1項の規定又は、同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、災害に伴う応急措置の業務に従事させられた者がそのため死亡し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）、消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により、消防作業に従事した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 11 津島市災害派遣手当に関する条例

(昭和38年3月15日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するときは、当該職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

市の区域に滞在する期間	30日以内の期間	30日を超え60日以内の期間	60日を超える期間
施設の利用区分			
公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設 (1日につき)	6,620円	5,870円	5,140円

備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

**12 津島市災害弔慰金の支給等に関する条例**

(昭和49年 8 月 9 日条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、市長はその1人に対して支給することができる。この場合にあっては、全員に対し支給されたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者の死亡の推定については、法第4条の規定による。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 市長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、その支給を受ける遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は、疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付)

第12条 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- |   |  |       |
|---|--|-------|
| ア | 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ | 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合   | 250万円 |
| ウ | 住居が半壊した場合  | 270万円 |
| エ | 住居が全壊した場合  | 350万円 |
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- |   |  |       |
|---|--|-------|
| ア | 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合                   | 150万円 |
| イ | 住居が半壊した場合                                | 170万円 |
| ウ | 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）                      | 250万円 |
| エ | 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 | 350万円 |
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、令第7条第2項かっこ書の場合にあっては、据置期間は5年とする。
- (利率)
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年3パーセントとする。ただし、延滞の場合は年10.75パーセントとする。
- (償還等)
- 第15条 災害援護資金は年賦償還又は、半年賦償還の元利均等償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。
- 2 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定による。
- (規則へ委任)
- 第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

#### 附 則（昭和50年8月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和51年12月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

#### 附 則（昭和53年7月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

#### 附 則（昭和57年12月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭

和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月31日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1号の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

**13 津島市災害見舞金支給要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、災害により津島市内において被害を受けた市民に対し、見舞金を支給することにより、被災者を救済することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷その他の自然災害及び火災をいう。

2 この要綱において、「被災者」とは、本市に住所を有する者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 前条の災害により市内において別表左欄に定める被害が生じたときは、市は死亡した者の遺族及び被害を受けた世帯の世帯主に対し、それぞれ右欄に定める見舞金の支給を行う。

(死亡見舞金の受取人)

第4条 死亡見舞金の支給については、津島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年津島市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定を準用する。

(支給の制限)

第5条 見舞金は、その被害が当該世帯員の故意又は重大な過失により生じたものであるときには支給しない。

(届出)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害が発生した日から60日以内に被災届（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(調査事項)

第7条 市長は、第3条の見舞金を支給するときは津島市災害見舞金支給調査表（様式第2）により、次に掲げる事項を調査のうえ行うものとする。

(1) 死亡者又は負傷者の住所、氏名、性別、生年月日、死亡又は負傷の年月日及びその状況

(2) 住家の損壊等の状況

2 市長は、見舞金の支給に関し当該被災者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(除外)

第8条 条例第3条及び第9条の規定により災害弔慰金等の支給を受けたものは、この要綱による見舞金の支給はしない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被 害	見 舞 金
死 亡	1人につき 100,000円
負傷（入院1か月以上）	" 20,000円
住家の全壊した世帯	1世帯につき 50,000円
" 全 焼 "	" 50,000円
" 半 壊 "	" 30,000円
" 半 焼 "	" 30,000円
" 床上浸水（一時的に居住できなくなったとき） "	" 10,000円

（注） 住家には、寄宿舍及び宿泊所を含めない。

**14 津島市防災行政無線管理運用規程**

(平成9年3月31日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、他の法令等に定めるもののほか、津島市（以下「市」という。）地域防災の責務を遂行するため、防災行政無線の適性かつ能率的な管理運用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局

防災行政無線の無線設備並びにその操作を行う者の総体をいう。

(2) 無線設備

電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。

(3) 基地局

陸上移動局との通信及び通信の統制を行う無線局をいう。

(4) 陸上移動局

陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(管理所管)

第3条 無線局の統制管理は、市長公室危機管理課が行うものとする。

(無線管理者)

第4条 無線局に無線管理者を置く。

2 無線局の無線管理者は、市長公室長をもって充てる。

3 無線管理者は、津島市防災行政無線の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、危機管理課長をもって充てる。

3 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理運用を行わせるものとする。

(通信担当者)

第6条 通信担当者は、電波法に定める無線従事者で、市無線設備を操作しうる資格を有する者のうち、市長が認めた者とする。

2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行うものとし、無線業務日誌の記載を行うものとする。

3 通信担当者は、通信の相手方である陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮監督する。

(陸上移動局の無線局管理責任者)

第7条 陸上移動局のそれぞれに無線局管理責任者を置く。

2 無線局管理責任者は、配備先所属長をもって充てる。

3 無線局管理責任者は、陸上移動局の運用に関する業務を統括し、通信者を指揮する。

(通信者)

第8条 通信者は、通信担当者の管理のもとに電波関係法令を遵守し、法令に基づいた

無線設備の操作を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(無線従事者の配置)

第10条 無線管理者は、基地局の無線設備を操作するに支障のないよう無線従事者の適正配置に努めるものとする。

(無線局の構成等)

第11条 無線局の構成は、別図のとおりとする。

2 無線局の呼出符合、配備場所等は、別表のとおりとする。

(通信の原則)

第12条 通信は、簡潔明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常に関する通信を優先し、普通通信は、受付順により行う。

(通信の種類)

第13条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常通信 災害の発生等非常の場合の通信をいう。
- (2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (3) 訓練通信 訓練の通信をいう。

(通信の統制)

第14条 無線管理者は、非常災害時及びその他通信の円滑な運用の確保が必要と認めるときは、通信の統制を行うものとする。

第15条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年2回以上行うものとする。

(事故の場合の措置)

第16条 通信担当者は、無線設備が事故のため通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をとるとともに通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告があったときは、速やかに無線管理者に報告しなければならない。

(指揮指令)

第17条 非常災害時における無線局運用は、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていないときは、市長とする。）の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

(通信体制)

第18条 無線管理者は、次の各号に該当するときは、直ちに通信取扱責任者によって当該無線局の無線局管理責任者に通信の確保に必要な措置を取らせなければならない。

- (1) 災害その他緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められるとき。
- (2) その他無線管理者が特に必要があると認めるとき。

(陸上移動局の配備)

第19条 無線管理者は、陸上移動局常置場所及びその他必要な場所に陸上移動局を配備する。

(職員等の研修)

第20条 無線管理者は、通信者に対して電波法令及び無線局運用に必要な事項について

研修を行うものとする。

(無線従事者の異動報告)

第21条 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、電波法（昭和25年法律第131号）第51条に定める選・解任届を速やかに東海電気通信監理局長に届け出るものとする。

(備付簿冊等)

第22条 無線局に備え付ける簿冊等は、次の各号に掲げるものとし、無線管理者が管理保存するものとする。

(1) 免許状、送信装置のある見やすい場所に掲げ、陸上移動局はこれに代わる証票を無線機本体に貼付する。

(2) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類

(無線設備の保全)

第23条 無線局の保全に関する取扱いは、通信担当者が行い、無線設備の機能を保持し、良好な通信が確保できるよう努めなければならない。

(無線設備の保守点検)

第24条 無線管理者は、無線設備保全のため、定期点検を年2回以上実施しなければならない。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年1月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

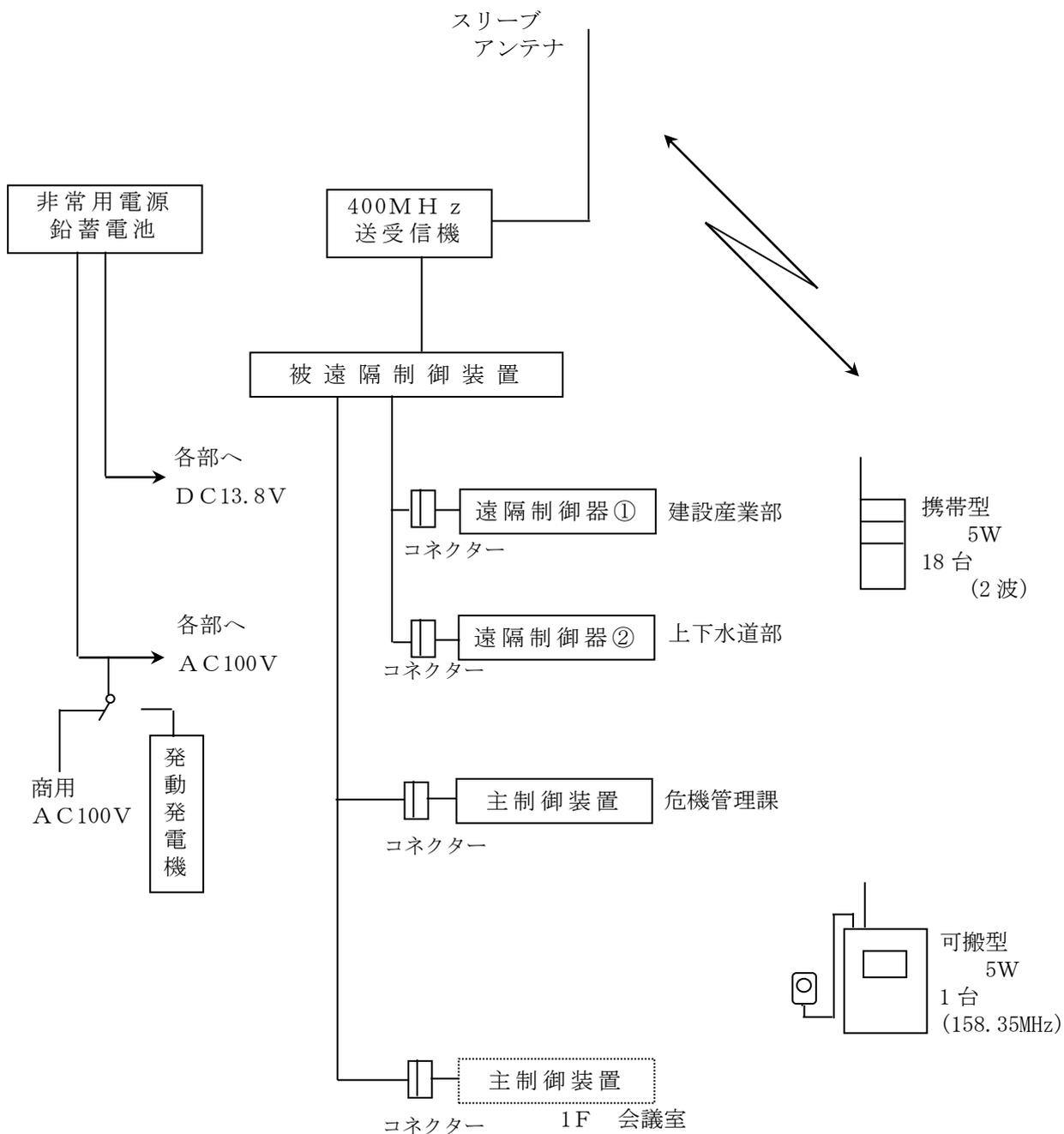
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別図

無線局の構成



## 別表

## 津島市防災行政無線配置一覧

種別	呼出名称	出力	設置場所又は運用機関名
基地局	ぎょうせい つしま	5 W	津島市立込町二丁目21番地 (市役所 庁舎内) 統制制御器—市長公室危機管理課
陸上移動局	つしま ぼうたい 158.35MHz	1 5 W	津島市立込町二丁目21番地
	つしま	1 5 W	津島市立込町二丁目21番地
	つしま	2 5 W	〃
	つしま	3 5 W	〃
	つしま	4 5 W	〃
	つしま	5 5 W	〃
	つしま	6 5 W	〃
	つしま	7 5 W	〃
	つしま	8 5 W	〃
	つしま	9 5 W	〃
	つしま	10 5 W	〃
	つしま	11 5 W	東小学校区自主防災会
	つしま	12 5 W	西小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会
	つしま	13 5 W	南小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会
	つしま	14 5 W	北校区自主防災会
	つしま	15 5 W	神守小学校区自主防災会
	つしま	16 5 W	蛭間校区自主防災会
	つしま	17 5 W	高台寺小学校区自主防災会
つしま	18 5 W	神島田小学校区コミュニティ推進協議会 防災安全部会	

## 15 無線局

種別	呼称名称	出力	周波数	設置場所
固定局	ぼうさい つしまし	0.00006W	(GHZ) 12.325	津島市立込町2-2-1 津島市役所内

種別	呼び出し名称	出力	電波の型式・周波数	設置場所	無線局種別	配置数
固定局	ぼうさい つしましょうぼう	0.05 W	24K3G1D 410.925MHz 410.950MHz	津島市埋田町2丁目 70-1 津島市消防本部内	固定	1
陸上移動局	ぼうさい つしましょうぼう	5W	24K3G1D 260.0125MHz から 260.1375MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 6波 24K3G1D 260.4625MHz から 260.5625MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 5波 24K3G1D 260.6375MHz から 260.7375MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 5波 24K3G1D 260.8625MHz から 260.9375MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 4波 24K3G1D 261.0625MHz から 261.1375MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 4波 24K3G1D 261.2625MHz から 261.3625MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 5波 24K3G1D 262.2375MHz 24K3G1D 262.0375MHz から 262.2125MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 8波 24K3G1D 262.2625MHz から 262.4125MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 7波 24K3G1D 262.4375MHz から 265.2125MHzまで 24K3G1E 25kHz 間隔の周波数 112波	津島市埋田町2丁目 70-1 津島市消防本部内	可搬型移動局	1

種別	呼び出し名称	出力	電波の型式・周波数	設置場所	無線局種別	配置数
基地局	つしましょうぼう	20 W	デジタル消防専用無線電話 5K80G1D 264.38125MHz 264.53125MHz 264.75625MHz 264.98125MHz 265.13125MHz 265.45625MHz	津島市埋田町2丁目 70-1 津島市消防本部構 内	基地局	1
陸上	つしま200	5W	265.23125MHz 265.53125MHz	指揮本部(指揮車)	可搬型移動局	2
	つしま201		265.90625MHz	警防通信室		

資料編 附属資料

移動局	きゅうきゅうつしま1	5K80G1E 265.20625MHz	5W	救急車1号(高規格)	デジタル 車載移動局	16
	きゅうきゅうつしま2			救急車2号(高規格)		
	きゅうきゅうつしま3			救急車3号(高規格)		
	つしま1			タンク車1号		
	つしま2			ポンプ車1号		
	つしま3			ポンプ車2号		
	つしま4			タンク車2号		
	つしま31			はしご車		
	つしま41			救助工作車		
	つしま51			指揮車		
	つしま61			広報車1号		
	つしま62			広報車2号		
	つしま63			広報車3号		
	つしま71			資搬車2号		
	つしま72			資搬車1号		
つしま73	査察車					
陸上移動局	つしま100	2W	津島市埋田町2丁目 70-1 津島市消防本部構 内	デジタル 携帯移動局	10	
	つしま101					
	つしま102					
	つしま103					
	つしま104					
	つしま105					
	つしま106					
	つしま107					
	つしま108					
	つしま109					
陸上移動局	つしま400	署活系移動無線 F3E 466.4750MHz 466.5375MHz  防災相互 F3E 466.7750MHz	津島市埋田町2丁目 70-1 津島市消防本部構 内	アナログ 携帯移動局	40	
	つしま401					
	つしま402					
	つしま403					
	つしま404					
	つしま405					
	つしま406					
	つしま407					
	つしま408					
	つしま409					
	つしま410					
	つしま411					

資料編 附属資料

種別	呼び出し名称	出力	電波の型式・周波数	設置場所	無線局種別	配置数
陸上移動局	つしま412	1W	署活系移動無線 F3E 466.4750MHz 466.5375MHz 防災相互 F3E 466.7750MHz	津島市埋田町2丁目 70-1 津島市消防本部構内	アナログ 携帯移動局	40
	つしま413					
	つしま414					
	つしま415					
	つしま416					
	つしま417					
	つしま418					
	つしま419					
	つしま420					
	つしま421					
	つしま422					
	つしま423					
	つしま424					
	つしま425					
	つしま426					
	つしま427					
	つしま428					
	つしま429					
	つしま430					
	つしま431					
つしま432						
つしま433						
つしま434						
つしま435						
つしま436						
つしま437						
つしま438						
つしま439						

**16 災害救助法施行細則（抜粋）**

(昭和40年10月29日 愛知県規則第60号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

## 17 災害救助法施行細則 別表第1 (第5条関係)

平成20年5月30日改正

救助の程度及び方法			救助の種類等	救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
収容施設 の供与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり 320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季(10月から3月まで)の場合別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,621,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項の規定による期限内(2年以内)とする。</p>
炊出し その他 による 食品の 給与及 び飲料 水の供 給	炊出し その他 による 食品の 給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,080円以内とする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>

救助の程度及び方法			救助の期間																																										
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額																																											
飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のためめに飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,300円</td> <td>30,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>23,500円</td> <td>39,200円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,600円</td> <td>54,600円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,500円</td> <td>63,800円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>52,600円</td> <td>80,300円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>52,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額</td> <td>80,300円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季（4月から9月まで）</th> <th>冬季（10月から3月まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,000円</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,000円</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,600円</td> <td>21,200円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,500円</td> <td>26,800円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯以上</td> <td>18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td> <td>26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯</p> <p>その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</p>	季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	1人世帯	18,300円	30,200円	2人世帯	23,500円	39,200円	3人世帯	34,600円	54,600円	4人世帯	41,500円	63,800円	5人世帯	52,600円	80,300円	6人世帯以上	52,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額	80,300円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額	季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）	1人世帯	6,000円	9,700円	2人世帯	8,000円	12,600円	3人世帯	12,000円	17,900円	4人世帯	14,600円	21,200円	5人世帯	18,500円	26,800円	6人世帯以上	18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）																																											
1人世帯	18,300円	30,200円																																											
2人世帯	23,500円	39,200円																																											
3人世帯	34,600円	54,600円																																											
4人世帯	41,500円	63,800円																																											
5人世帯	52,600円	80,300円																																											
6人世帯以上	52,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,700円を加算した額	80,300円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,000円を加算した額																																											
季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）																																											
1人世帯	6,000円	9,700円																																											
2人世帯	8,000円	12,600円																																											
3人世帯	12,000円	17,900円																																											
4人世帯	14,600円	21,200円																																											
5人世帯	18,500円	26,800円																																											
6人世帯以上	18,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	26,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額																																											

救助の程度及び方法			救助の種類等	救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額		
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合</p> <p>使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合</p> <p>国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合</p> <p>協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合</p> <p>使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合</p> <p>慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>	
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり567,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>	

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件（1世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子 (3) 担保 連帯保証人1人	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。） (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 教科書代 教科書の実費 (2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人当たり 4,200円 中学校生徒1人当たり 4,500円 高等学校等生徒1人当たり 4,900円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。)又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。 満12歳以上の者 1体当たり 208,700円 満12歳未満の者 1体当たり 167,000円	埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
遺体の捜索	遺体の捜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	遺体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
遺体の処理	1 遺体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 遺体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。 (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案	遺体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,400円 (2) 遺体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額) ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費 イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり5,300円(輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。) (3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
障害物の除去	障害物の除去は、災害によつて土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。 (1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 遺体の捜索の場合 (7) 遺体の処理の場合	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

## 18 災害救助法の適用基準

## 1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

## 2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

## (1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区)町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 〃	40 〃
15,000 〃	30,000 〃	50 〃
30,000 〃	50,000 〃	60 〃
50,000 〃	100,000 〃	80 〃
100,000 〃	300,000 〃	100 〃
300,000 〃		150 〃

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市(区)町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 〃	20 〃
15,000 〃	30,000 〃	25 〃
30,000 〃	50,000 〃	30 〃
50,000 〃	100,000 〃	40 〃
100,000 〃	300,000 〃	50 〃
300,000 〃		75 〃

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数がア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 19 避難所・避難場所及び整備予定施設一覧

避難所名	電話番号	所在地	収容可能人員	
			長期避難	一時避難
<b>災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所 12箇所</b>				
天王中学校（校舎2階以上）	28-2654	宮川町2-45	1,246	1,870
藤浪中学校（校舎2階以上）	26-2961	西柳原町4-45	1,253	1,880
神守中学校（校舎2階以上）	28-4054	百島町字観音坊32-1	1,333	2,000
暁中学校（校舎2階以上）	31-3911	唐臼町囲外1	1,266	1,900
東小学校（校舎2階以上）	26-2426	立込町1-17	806	1,210
西小学校（校舎2階以上）	28-3011	大和町1-14	1,180	1,770
南小学校（校舎2階以上）	26-3348	常盤町4-20	913	1,370
北小学校（校舎2階以上）	26-2597	松原町37	780	1,170
神守小学校（校舎2階以上）	28-4034	神守町字中町13	1,053	1,580
蛭間小学校（校舎2階以上）	28-4044	蛭間町字逆川東848	803	1,205
高台寺小学校（校舎2階以上）	31-1028	神尾町字江西61	576	865
神島田小学校（校舎2階以上）	31-0771	中一色町東郷80	813	1,220
<b>先行開設避難所 8箇所</b>				
東小学校（体育館）	26-2426	立込町1-17	323	485
西小学校（体育館）	28-3011	大和町1-14	405	607
南小学校（体育館）	26-3348	常盤町4-20	405	607
北小学校（体育館）	26-2597	松原町37	226	339
神守小学校（体育館）	28-4034	神守町字中町13	242	363
蛭間小学校（体育館）	28-4044	蛭間町字逆川東848	241	362
高台寺小学校（体育館）	31-1028	神尾町字江西61	245	368
神島田小学校（体育館）	31-0771	中一色町東郷80	340	511

避難所名	電話番号	所在地	収容可能人員	
			長期避難	一時避難
<b>一次避難所 18箇所</b>				
天王中学校（体育館）	28-2654	宮川町 2-45	458	687
藤浪中学校（体育館）	26-2961	西柳原町 4-45	458	688
神守中学校（体育館）	28-4054	百島町字観音坊 32-1	551	826
暁中学校（体育館）	31-3911	唐臼町囲外 1	472	708
中央児童館	26-3540	橋町 5-18	67	100
看護専門学校	26-4101	橋町 6-34	82	124
新開こども園	24-3645	新開町 5-6	37	56
児童科学館	24-8743	南新開町 2-74	123	184
総合保健福祉センター	23-1551	上之町 1-60	112	169
西地域防災コミュニティセンター	23-6011	下新田町 2-241	44	66
老人福祉センター	28-7561	宮川町 1-43	23	35
大崎会館	23-3495	中地町 3-29-1	52	79
南文化センター	24-6161	今市場町 3-64	66	99
共存園保育所	26-2468	東洋町 2-34	40	60
文化会館	24-1122	藤浪町 3-89-10	525	788
生涯学習センター	24-1187	菟原町字椋木 5	180	270
錬成館	24-8001	中一色町中山 26	443	665
神島田公民館	32-1501	中一色町東郷 22-1	48	73
<b>二次避難所 10箇所</b>				
ふじなみこども園	25-4648	寺前町 2-71	92	138
三和第一保育園	28-7576	大縄町 9-43	200	300
神守こども園	24-0510	神守町字古道 8-4	36	54
百島幼稚園	25-4046	百島町字牛屋 41	152	228
昭和幼稚園	28-4060	葉苅町字稲葉 33-2	53	79
あたごこども保育園	25-1017	東愛宕町 2-83	30	45
神島田保育園	31-0672	中一色町東郷 4	24	36
津島高等学校	28-4158	宮川町 3-80	445	668
津島北高等学校	28-3414	又吉町 4-1	458	687
津島東高等学校	24-6001	蛭間町字弁日 1	473	709
計			20,193	30,303

民間協力一時避難場所 26箇所		福祉避難所 16箇所	
企業名	所在地	施設名	所在地
中北薬品株式会社	白浜町字番場 52-1	特別養護老人ホーム恵寿荘	唐臼町半池 72-6
ニューコーポ金柳一番館	金柳町字北脇 205	特別養護老人ホーム長寿の里・津島	江西町 1-3-1
ニューコーポ金柳二番館	金柳町字北脇 205	介護老人福祉施設第二陽だまりの里	寺野町字好土 44
株式会社新弘	大坪町字小割 4-1	老人保健施設第一アミニティつしま	東柳原町 3-47-1
ナビシティ津島	宇治町字小切 40-2	老人保健施設第二アミニティつしま	東柳原町 3-45

## 資料編 附属資料

株式会社 T D E C	越津町字新田 30-1	老人保健施設六寿苑	南新開町 1-112-1
西尾ソーエーティーヴィ株式会社	百島町字観音坊 83	介護老人保健施設パビリオン	葉苅町字綿掛 56
海部東農業協同組合	神守町字中町 15	介護老人保健施設第二六寿苑	杵前町 5-31-1
株式会社パッタケヤマ	蛭間町字柘田 322-1	特定施設入居者生活介護陽だまりの里	下切町字見祢ツ 11
株式会社名光精機	鹿伏兎町西清水 47	身体障害者療養施設ゆうとびあ恵愛	元寺町 3-97-1
社会福祉法人愛燦会あいさんテラス	中一色町東郷 166	障がい者センターあいさんハウス	上新田町 2-200
いちい信用金庫津島営業部	東柳原町 1-44-2	津島ケアセンターまほろば	南本町 2-1
長田廣告株式会社	東柳原町 5-5-1	愛宕ケアセンターまほろば	東愛宕町 1-54-3
株式会社野田塾	西柳原町 3-1	デイサービスまごのて	鹿伏兎町東清水 146
株式会社義津屋津島本店	大字津島字北新開 351	みんなの家介護付有料老人ホーム	宇治町小切 95
株式会社綿新商店	今市場町 4-14	みんなの家デイサービス	宇治町小切 95
津島商工会議所	立込町 4-144		
あいち海部農業協同組合	大縄町 9-63		
有限会社辰栄製作所	江東町 2-77		
株式会社義津屋津島北テラス	片岡町 60		
株式会社そうぎょう	常盤町 3-1-5		
株式会社さなる	今市場町 3-36-1		
三和テクノ株式会社	宮川町 1-72		
株式会社 葵精工	唐臼町柳原 93		
サカエ理研工業株式会社	椿市町字三ノ割 1		
三菱重工メイケンジン株式会社	鹿伏兎町下子守 23		

## 整備予定の施設

名 称	用 途	所 在 地	完成予定年度
神守第 1 公園 (仮称)	先行開設避難所を補完する施設	神守町字中切 46	令和 5 年度
神守第 2 公園 (仮称)	先行開設避難所を補完する施設	神守町字中町 209	令和 5 年度
神守第 3 公園 (仮称)	先行開設避難所を補完する施設	神守町字五反田 27	令和 11 年度
避難所周辺整備 (神守地区)	避難所周辺の避難経路	神守町地内	令和 7 年度
避難所周辺整備 (蛭間地区)	避難所周辺の避難経路	大木町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽 (東地区)	発災直後の飲料水の確保	立込町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽 (西地区)	発災直後の飲料水の確保	大和町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽 (南地区)	発災直後の飲料水の確保	常盤町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽 (北地区)	発災直後の飲料水の確保	松原町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽 (神守地区)	発災直後の飲料水の確保	神守町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽 (天王中)	発災直後の飲料水の確保	宮川町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽 (藤浪中)	発災直後の飲料水の確保	西柳原町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽 (神守中)	発災直後の飲料水の確保	百島町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽 (暁中)	発災直後の飲料水の確保	唐臼町地内	令和 11 年度

## 整備済みの施設

名 称	用 途	所 在 地
耐震性貯水槽 (神島田地区)	発災直後の飲料水の確保	中一色町東郷 80
耐震性貯水槽 (高台寺地区)	発災直後の飲料水の確保	神尾町字江西 61
耐震性貯水槽 (蛭間地区)	発災直後の飲料水の確保	蛭間町字坂川東 848
避難所周辺整備 (神島田地区)	避難所周辺の避難経路	中一色町地内

避難所周辺整備（蛭間地区）	避難所周辺の避難経路	大木町地内
---------------	------------	-------

## 20 救護所

名 称	所 在 地
東小学校	立込町 1-17
神守小学校	神守町字中町 13

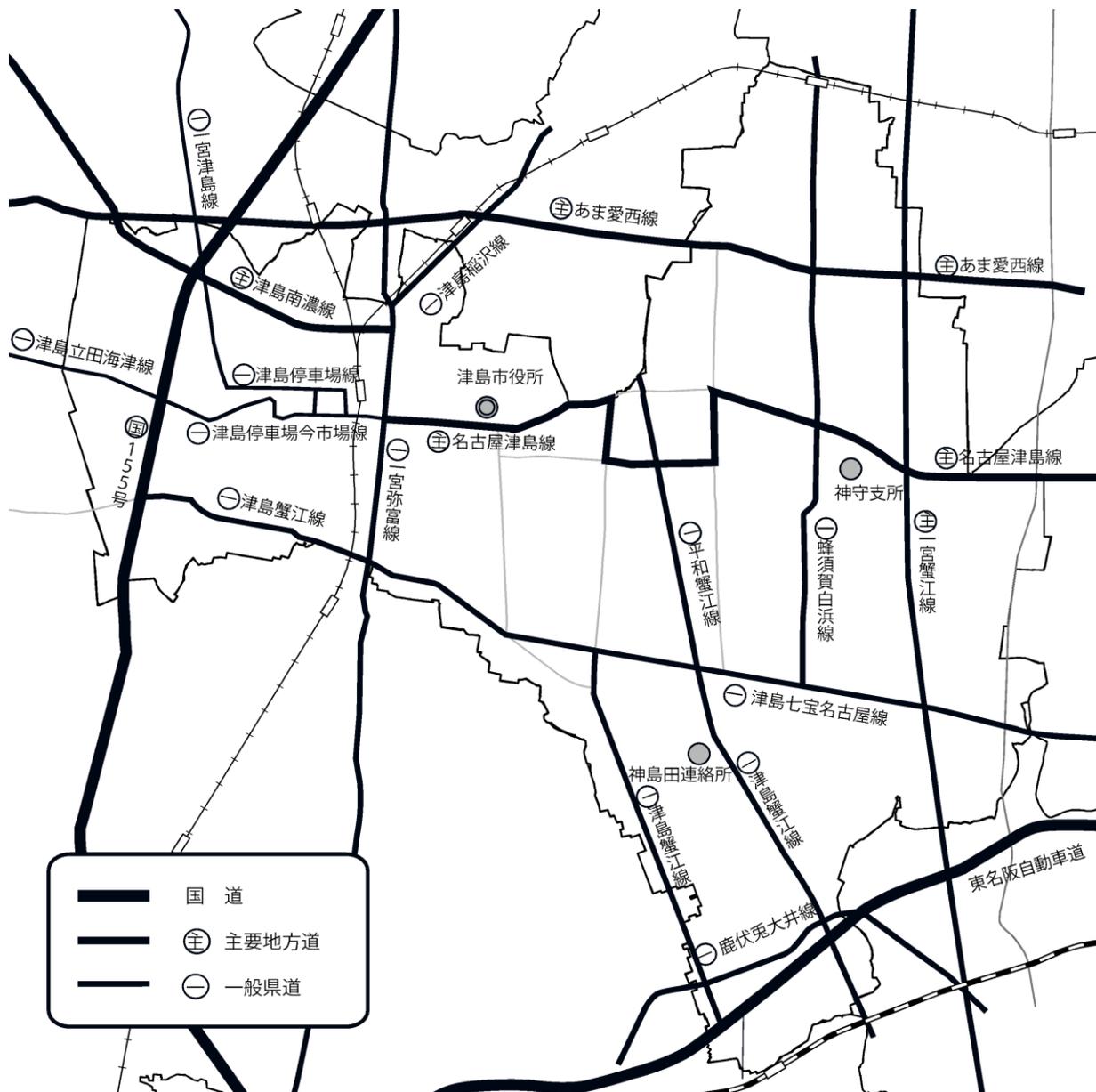
## 21 広域避難場所

名 称	所 在 地	面 積
東公園(県防災拠点指定場所)	中一色町中山 2 6	5 3, 0 0 0 m <sup>2</sup>
津島高校グラウンド	宮川町 3 丁目 8 0	2 1, 8 4 4 m <sup>2</sup>

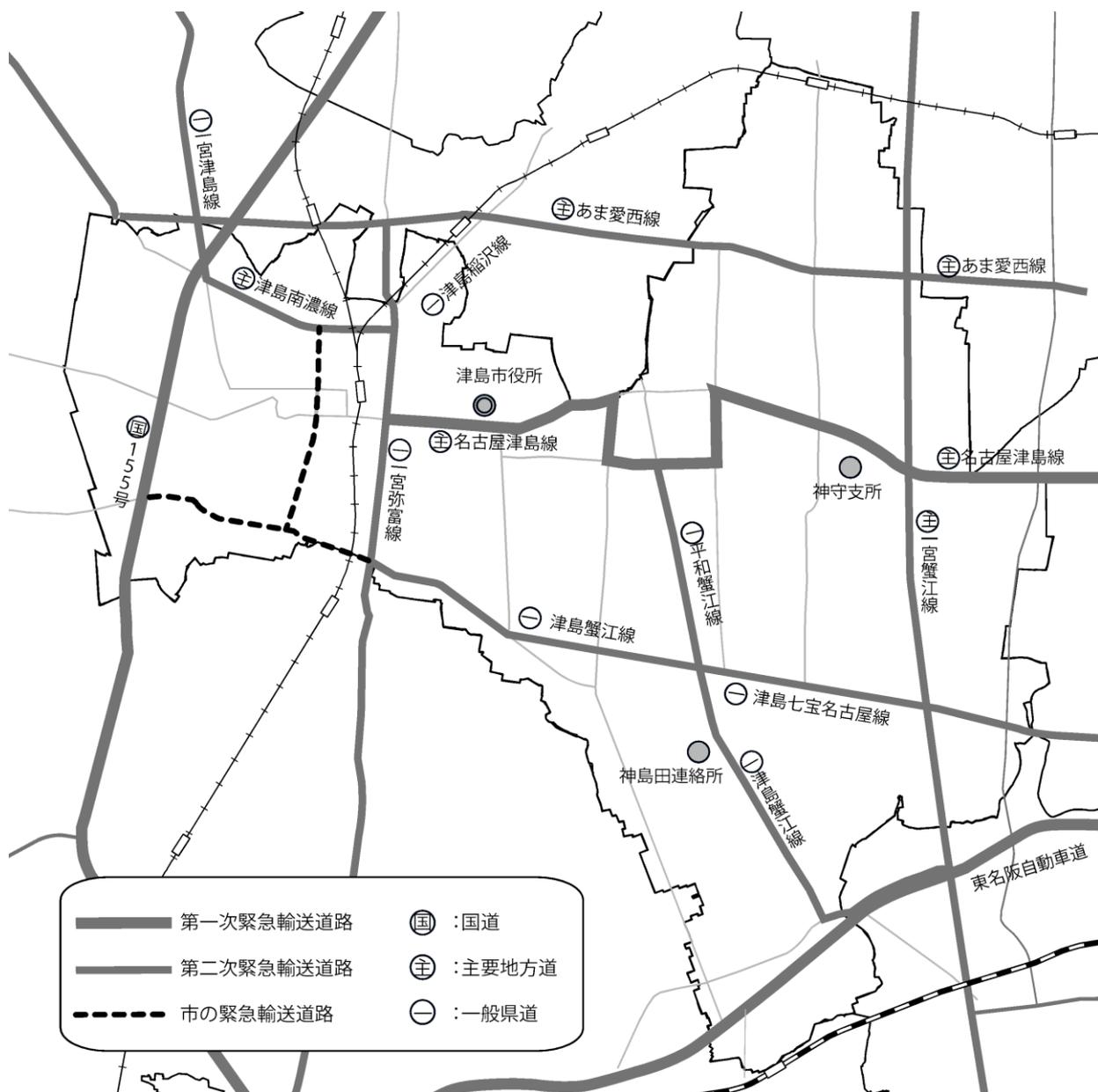
## 22 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

名 称	所 在 地	所有者 又は 管理者	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )	機種別
1 津島高等学校 運 動 場	宮川町 3-80	学校長	(0567) 28-4158	21,844	中型
2 津島北高等学校 運 動 場	又吉町 4-1	学校長	(0567) 28-3414	15,000	小型
3 津島東高等学校 運 動 場	蛭間町字弁日 1	学校長	(0567) 24-6001	20,609	中型
4 神守中学校 運 動 場	百島町字観音坊 32-1	学校長	(0567) 28-4054	19,000	小型
5 暁中学校 運 動 場	唐臼町囲外 1	学校長	(0567) 31-3911	18,564	中型
6 天王川公園	宮川町 1	市長	(0567) 26-2828	10,000	中型
7 東公園	中一色町中山 26	市長	(0567) 24-8001	32,900	大型
8 津島市生涯学習セ ン タ ー 運 動 場	菟原町字椋木 5	知事	(0567) 25-6051	13,965	中型

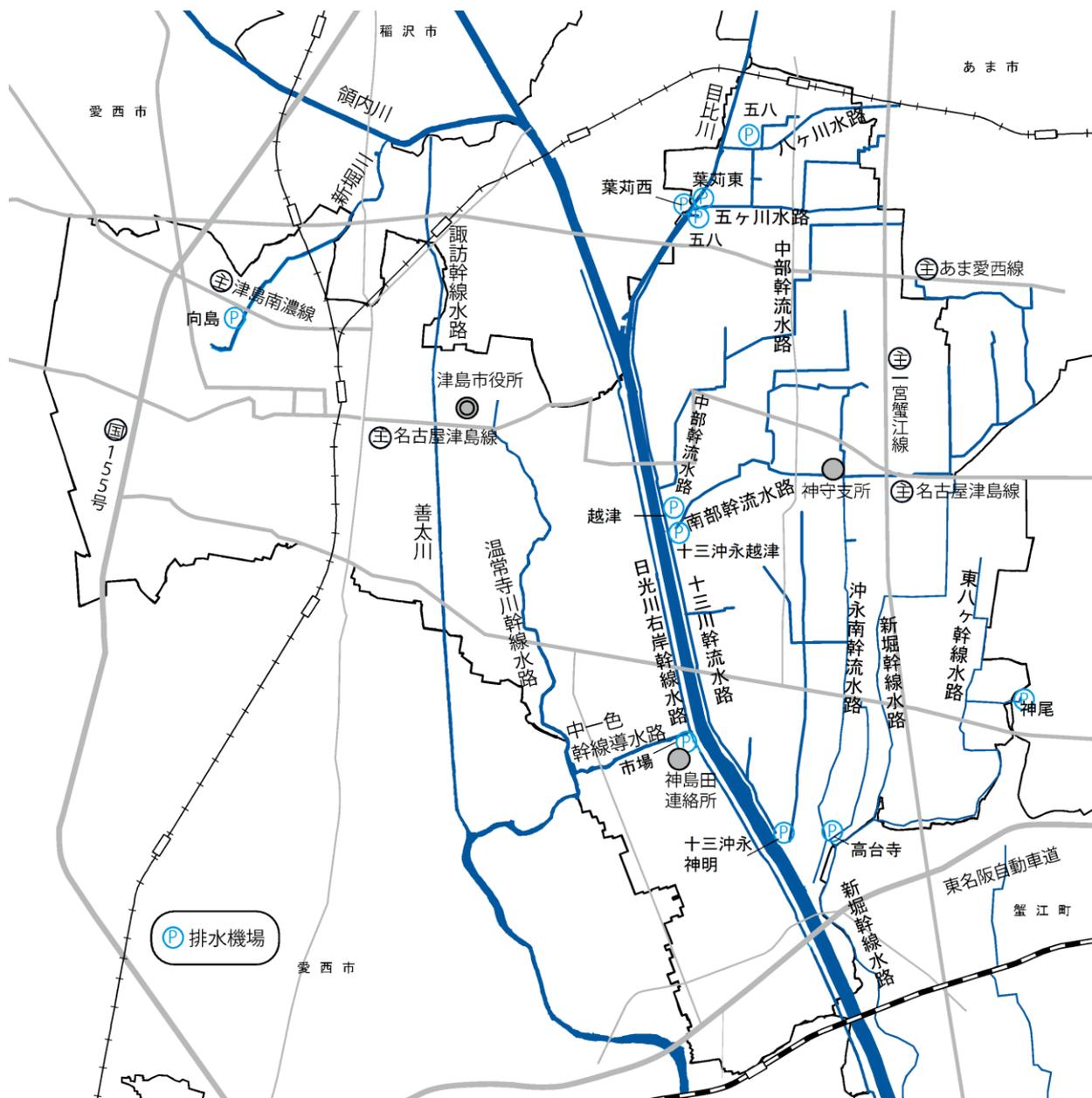
23 主な道路



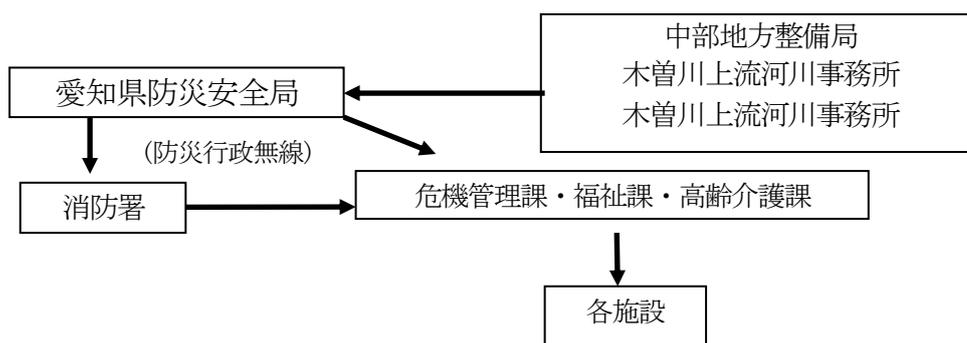
24 緊急輸送路



25 水路図



## 26 水防法第15条における対象施設への伝達系統



No	施設区分	施設名	住所
1	病院	津島市民病院	橘町3丁目73番地
2	病院、デイケア、ショートステイ	安藤病院	唐臼町半池72番地1
3	病院、デイケア	津島中央病院	葉苅町字綿掛63番地
4	有床診療所	貴子ウィメンズクリニック	申塚町1丁目122番地
5	有床診療所	医療法人雄峰会 真野産婦人科	北新開128番地1
6	有床診療所	医療法人佳信会 クリニックつしま	百島町黒佛2番地
7	有床診療所	大橋産婦人科クリニック	埋田町2丁目63番地
8	幼稚園・保育園	津島幼稚園	古川町3丁目64番地
9	幼稚園・保育園	百島幼稚園	百島町牛屋41番地
10	幼稚園・保育園	瑞泉寺つしま幼稚園	舟戸町40番地
11	幼稚園・保育園	双葉幼稚園	西柳原町1丁目53番地
12	幼稚園・保育園	新開こども園	新開町5丁目6番地
13	幼稚園・保育園	真こども園	神尾町字江西84番地
14	幼稚園・保育園	昭和幼稚園	葉苅町稲葉33番地2
15	幼稚園・保育園	唐臼保育園	唐臼町郷里55番地
16	幼稚園・保育園	神守こども園	神守町字古道8番地4
17	幼稚園・保育園	三和第一保育園	大縄町9丁目43番地
18	幼稚園・保育園	三和第二保育園	城山町1丁目1番地
19	幼稚園・保育園	ふじなみこども園	寺前町2丁目71番地1
20	幼稚園・保育園	あたごこども園	東愛宕町2丁目83番地
21	幼稚園・保育園	神島田保育園	中一色町東郷4
22	幼稚園・保育園	蛭間保育園	蛭間町字高瀬831
23	幼稚園・保育園	共存園保育所	東洋町2丁目34
24	老人保健施設	老人福祉センター	宮川町1丁目43番地
25	老人保健施設	神島田祖父母の家	鹿伏兎町上郷198番地
26	養護老人ホーム	天王川社	中地町4丁目65番地

## 資料編 附属資料

27	特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス	恵寿荘	唐白町半池72番地6
28	特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス	長寿の里	江西町1丁目3番地1
29	特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス 軽費老人ホーム	第二ひだまりの里	寺野町字好土44番地
30	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設第一アメニティつしま	東柳原町3丁目47番地1
31	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設第二アメニティつしま	東柳原町3丁目45番地
32	老人保健施設、ショートステイ	老人保健施設 六寿苑	南新開町1丁目112番地1
33	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設 第二六寿苑	杵前町5丁目31番地1
34	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設 パビリオン	葉苅町字綿掛56番地
35	ショートステイ、特定施設入居者生活介護、デイサービス	みんなの家	宇治町小切95番地
36	ショートステイ、デイサービス	津島ケアセンター まほろば	南本町2丁目1番地
37	デイサービス	デイサービスまごのて	鹿伏兎町東清水146番地
38	デイサービス	ネットワーク愛知デイサービス生き生き	中一色町西沢30番地
39	デイサービス	デイサービスいいたに	大和町2丁目131番地
40	デイサービス	リハビリデイサービス ひまわり	菟原町字郷西30番地1
41	デイサービス	デイサービスセンター サンテラス	葉苅町字綿掛58番地
42	デイサービス	愛宕ケアセンター まほろば	東愛宕町1丁目54番地3
43	デイサービス	デイサービス すみれ	藤里町1丁目42番地2
44	デイサービス	デイサービス向陽	唐白町当理32番地
45	デイサービス	ゆいまるの家	新開町1丁目67番地1
46	デイサービス	デイサービスセンター古都	馬場町8番地
47	デイサービス	リハビリデイサービス げんき倶楽部	神守町字下町2番地
48	デイサービス	津島柔整リハビリデイサービスセンター	常盤町4丁目33番地7
49	デイサービス	デイサービス ドルトワールひだまり	杵前町4丁目28番地1
50	デイサービス	デイサービスとくとく	神守町字五反田52番地
51	デイサービス	ナイス・デイ	愛宕町4丁目113番地
52	デイサービス	青塚ケアセンターまほろば	青塚町6丁目142番地
53	デイケア	後藤整形外科 通所リハビリテーション	南新開町1丁目100番地
54	デイケア	津島リハビリテーション病院 通所リハビリテーション	南新開町1丁目114番地
55	特定施設入居者生活介護	特定施設入所者生活介護 陽だまりの里	下切町字見祢ツ11番地
56	小規模多機能型居宅介護	ナイス・ホーム	愛宕町4丁目113番地
57	認知症対応型共同生活介護	グループホーム恵寿荘	唐白町四反田25番地
58	認知症対応型共同生活介護	グループホームぬくもり	葉苅町字綿掛55番地
59	認知症対応型共同生活介護	グループホーム長寿の里	江西町4丁目148番地

## 資料編 附属資料

60	認知症対応型共同生活介護	グループホームふるかわ	古川町2丁目56番地
61	生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援B型	障がい者センター あいさんハウス	上新田町2丁目200番地
62	就労定着支援	障がい者センターあいさんハウス就労定着支援事業所	上新田町2丁目200番地
63	短期入所	お泊り訓練施設くじら本家	唐白町郷裏77番地1
64	短期入所	しらさぎホーム	蛭間町榊田329番地1
65	短期入所	ほーみい	本町1丁目67番地
66	日中一時支援	あそーと	本町1丁目67番地
67	共同生活援助	しらさぎケアホーム	蛭間町榊田329番地2
68	共同生活援助	共同生活援助 あいぎ	大和町2丁目98番地2
69	共同生活援助	希望の家	下切町城屋敷1
70	短期入所	短期入所希望の家	下切町城屋敷1
71	共同生活援助	グループホームこすもす	神守町一丁田30番地3
72	共同生活援助	こだまのいえ天王川公園	中地町3丁目46番地4
73	共同生活援助	パンダの家	常盤町4丁目5番地3
74	共同生活援助	グループホームわおん愛宕	愛宕町8丁目141番地10
75	共同生活援助	NOIE TSUSHIMA	百島町献上8番地1
76	生活介護、就労継続支援B型、地域活動支援センター	彩雲館	上之町1丁目54番地2
77	生活介護、日中一時支援	しらさぎ福祉園	蛭間町字弁日177番地
78	生活介護	障がい者デイサービス Good	愛宕町4丁目8番地1
79	生活介護、短期入所、施設入所支援、地域活動支援センター	障害者支援施設ゆうとびあ恵愛	元寺町3丁目97番地1
80	生活介護	生活介護事業所 ここね	藤浪町4丁目83番地2
81	生活介護	リル天王通り	天王通り5丁目21番地
82	生活介護	リル神守	神守町字一丁田13番2
83	短期入所、共同生活援助	グループホームふわふわ天王通り	天王通り5丁目22番地
84	短期入所、共同生活援助	グループホームふわふわ神守	神守町一丁田13番地1
85	日中一時支援	スマクト	又吉町2丁目40番地1
86	日中一時支援	フレジャー	柳原町1丁目39番地
87	日中一時支援	日中一時支援クロ〜バ〜	唐白町郷裏68番地
88	地域活動支援センター	地域活動支援センター彩	宮川町1丁目9
89	就労移行支援	就労移行支援事業所 エール津島	天王通り6丁目66番地2
90	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所エール津島	天王通り6丁目66番地2
91	就労移行支援、就労継続支援B型	障害者就労支援センター 晴	橋町5丁目102番地
92	就労継続支援A型	プログレス	又吉町2丁目39番地1

## 資料編 附属資料

93	就労継続支援A型	ほまれの家 津島店	藤里町1丁目52番地 NTT 津島藤浪ビル1F
94	就労継続支援B型、就労定着支援	みんなの家	唐臼町柳原55番地
95	就労継続支援B型	エール	大木町字郷前33番地
96	日中一時支援	え〜る	大木町字郷前33番地
97	就労継続支援B型	マリア テレサ	永楽町2丁目21番地3
98	就労継続支援B型	ひまわりの丘	鹿伏兎町上子守123番地
99	就労継続支援B型	就労支援センターはびけあ	柳原町5丁目11番地3
100	就労継続支援B型	マリアハウス	藤里町2丁目2番地 横井ビル1-B
101	就労継続支援B型	スター	愛宕町6丁目24番地
102	児童発達支援	社会福祉法人 永美福祉会かるがも園	東柳原町3丁目69番地
103	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童サポートセンターのびのび	江東町3丁目175番地
104	日中一時支援	地域生活支援サービスつむぎ	本町3丁目66番地1
105	児童発達支援	児童デイサービス 芳泉	神守町字中田面57番地1
106	児童発達支援、放課後等デイサービス	マムの丘	百島町字献上8番地2
107	放課後等デイサービス	ほうせん 津島2	東愛宕町3丁目34番地4
108	児童発達支援、放課後等デイサービス	チャイルドウィッシュつしま	新開町2丁目133番地
109	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童サポートセンター びーの	中地町3丁目38番地9
110	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスたいよう	柳原町1丁目39番地
111	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスふれんど	老松町188番地
112	放課後等デイサービス	就労準備型芳泉	東愛宕町3丁目34番地5
113	日中一時支援事業所	NP0法人ていーら あしびなー	中地町3丁目39番地1
114	地域活動支援センター事業所	リーバ	大和町1丁目49番地2

## 27 災害拠点病院・救急病院

名 称	所在地・電話番号	診療科目	認定年月日 病床数
津島市民病院	〒496-8537 津島市橘町3-73 (0567) 28-5151	内科、小児科、外科、整形外科、 皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、 脳神経外科、放射線科、産婦人科、 麻酔科、形成外科、消化器科、 循環器科、呼吸器科、神経内科、歯科 口腔外科、リハビリテーション科、	平成 26. 2. 1~ 29. 1. 31 病床数440

## 28 水防施設・設備

令和3年3月31日現在

管理者		津島市	海部地区水防事務組合					
倉庫名		老松防災	中一色 (北山)	葉苺	百町	埋田	中一色 (清光坊)	莪原
主要 資材	杭木 (4m 以上) (本)		400	200	289	180	250	
	杭木 (3m 以下) (本)	140	900	400	661	970	700	400
	鋼杭 (1m) (本)		50		50	120	50	50
	縄 (kg)	13	99	79	65	102	56	40
	鉄線 (kg)		48	112	16	112	160	48
	土のう用袋 (枚)	3,500	70,000	37,000	52,000	46,800	77,000	40,000
	大型土のう用袋 (枚)		20	20	20	40	20	20
	ブルーシート (枚)		20	30	40	40	20	20
	ビニールシート (本)		7	8	6	10	8	4
主 要 器 材	たこづち (丁)		15	19	10	15	10	5
	掛矢 (丁)	4	35	15	19	20	15	20
	スコップ (丁)	21	47	80	75	166	26	40
	鋸 (丁)	2	8	7	7	10	5	5
	おの (丁)		15	5	5	5	5	5
	ペンチ (丁)		4	3	3	5	3	3
	ハンマー (丁)		5	3	2	7	5	5
	大ハンマー (丁)		14	14	13	28	13	10
	シノ (丁)		7	8	2	12	3	3
	鎌 (丁)		15	8	8	10	7	5
	一輪車 (台)	2	5	7	7	14	5	5
	クリッパー (丁)		3	1	1	8	3	1
	なた (丁)		3	3	3	13	3	3
	ツルハシ (丁)	3	3	3	3	3	3	3
	み (丁)		20	20	10	30	20	19
	アルミリヤカー (台)		1	1	1	1	1	1
	はしご (基)		3	1	1	2	1	1
	発電機 (台)		(4)	1	2	1		1
	投光器 (発電機搭載) (台)	3	1		1	2	1	1
	強力ライト (個)		(10) 20	20	20	10	20	30
	キャップライト (個)		(20)			70		20
	救命胴衣 (着)		60		10	10		
	小型排水ポンプ (台)	3	11		5	2		
	水中ポンプ (台)					1	1	
	チェーンソー (台)				2	5		
	船艇 (艇)	1	3	2	1	2	1	
	船外機 (台)		3	1	1	4	1	
ゴムボート (艇)					2			

※ ( ) 内は市に保管

## 29 防災用備蓄資機材

令和4年4月1日現在

食品名	食数
サバイバルフーズ	16,260
アルファ化米 五目	8,500
アルファ化米 わかめ	2,000
アルファ化米 田舎ごはん	2,500
アルファ化米 きのこ	7,000
アルファ化米 たけのこ	2,500
ビスケット	42,900
合計	81,660
新生児用ミルク(箱)	336
保存水(2L)	1,800
資機材名	個数
コードリール	26
投光器	66
組立かまど	2
大ナベ	2
はそり	1
炊き出しセット	2
非常用飲料水袋	2,700
ヘルメット	26
ローソク	250
ハイゼックス	29,000
ポリタンク(200)	20
くい木	140
土のう袋	3,500
ボール	2
御座(ござ)	31
掛矢	4
スコップ	21
ノコギリ	2
つるはし	3
一輪車	2
舟艇	1
毛布	3,576
発電機	17
ガス発電機	17
カラーコーン	35
簡易貯水槽	15
ガソリン缶	15
救助工具箱セット	44

資機材名	個数
マルチトイレ	40
簡易トイレ(段ボール仕様)	28
ワンタッチトイレ(テント付)	160
レスキューカー	15
凝固剤	9,000
遺体袋	30
災害情報用自転車	3
担架ベッド	41
テント	10
ブルーシート	134
アクアテレスコ	7
防護服	100
造水機	7
応急仮設給水栓	2
耐震性貯水槽用給水栓	6
簡易間仕切り(2畳×5部屋)	10
ワンタッチパーティション	7
災害用アルミマット	10
紙おむつ(新生児)	18,532
紙おむつ(幼児 M)	15,486
紙おむつ(幼児 L)	5,600
紙おむつ(大人 M~L)	7,736
紙おむつ(大人 L~LL)	3,996
生理用品	19,296
哺乳ビン	200
災害用エアロフォームマット	20
マスク(大人用)	32,000
マスク(子供用)	3,600
消毒液(手指用5リットル)	24
体温計(非接触型)	24
段ボール間仕切り	800
段ボールベッド	40
フェイスシールド	1,000
避難所用テント	1,217
避難所用マット	282
携帯トイレ	28,000
ガスボンベ	576
3in ケーブルセット	5
マルチサークル(USBハブ)	8

## 30 消防力

## 隊員数

令和4年4月1日現在

階級別 所属別	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	[再任用] 司令補	[再任用] 消防士長	合計
消 防 本 部	1								1
総 務 課		1							1
総 務 課 付		2	2	1	1				6
庶務グループ		1	1		1				3
消防団グループ		1		1					2
予 防 課		1							1
危険物グループ		1	1			1	1		4
設備グループ			2	1	1			1	4
消 防 署		5							5
第1警防通信グループ		1	2	1		2			6
第2警防通信グループ		1	1	2		2			6
第3警防通信グループ		1	2		1	2			6
第1救急グループ		1	2	1	2				6
第2救急グループ			3	1	1	1			6
第3救急グループ		1	2	1	2				6
第1救助グループ			1	1	1	1			4
第2救助グループ		1	1	1		1			4
第3救助グループ		1	1		1	1			4
消防グループ		1	2						3
合 計	1	20	23	11	10	11	1	1	78

\* 出向者は総務課付に含む。

## 消防団員数

階級別 年齢別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
20歳未満								
20歳以上25歳未満						1	6	7
25歳以上30歳未満					1	2	6	9
30歳以上35歳未満						3	18	21
35歳以上40歳未満				1	1	2	9	13
40歳以上45歳未満			1		2	6	21	30
45歳以上50歳未満			1	2	2	12	36	53
50歳以上	1	3	6	5	11	8	42	76
計	1	3	8	8	17	34	138	209